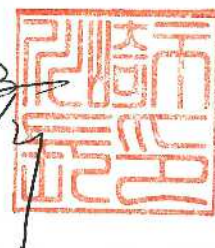


川崎市駅前広場占用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 **12** 月 **26** 日

川崎市長

福田 紀



川崎市条例第**80**号

川崎市駅前広場占用条例の一部を改正する条例

川崎市駅前広場占用条例（昭和38年川崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項を次のように改める。

- 3 占用面積若しくは占用の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は占用面積若しくは占用の長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

第8条に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第1項中「もの」の次に「（零であるものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

